

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認旭川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人の平成6年5月から7年3月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認められることから、還付についての記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年5月から7年3月まで

私が平成6年4月に厚生年金保険に加入すると同時に、妻は国民年金第3号被保険者となり国民年金保険料の納付は不要となったにもかかわらず、A信用金庫の預金口座から、申立期間において、毎月、一人分の国民年金保険料が引き落とされている。

一方、平成6年4月までの国民年金保険料については、私と妻の二人分の保険料をA信用金庫の預金口座から引き落とししていたが、同年4月から私が厚生年金保険に加入し、妻は国民年金の第3号被保険者となったことから、6年4月分の国民年金保険料は還付されている。

しかし、申立期間の国民年金保険料は還付されていないので、当該保険料を国民年金の未納期間に充当してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成6年4月に厚生年金保険に加入すると同時に、申立人の妻は国民年金第3号被保険者となったことから国民年金保険料の納付は不要となったと主張しているとおりに、社会保険庁の記録から、申立人は6年4月に厚生年金保険被保険者となっていることが確認できる。

また、申立人が平成6年4月分の国民年金保険料については夫婦二人分、及び申立期間については一人分の保険料を申立人の預金口座から引き落とされていると主張しているとおりに、申立人の所持するA信用金庫の預金通帳から、6年5月2日には夫婦二人分の国民年金保険料が、申立期間については、毎月、一人分の国民年金保険料が引き落とされていることが確認できる。

さらに、申立人は、平成6年4月分の夫婦二人分の国民年金保険料は、申立

人が厚生年金保険被保険者であったことから還付されたと主張しているとお
り、社会保険庁の記録から、6年6月18日に還付されていることが確認でき
るものの、申立期間については、国民年金保険料が還付された記録が無い。

なお、申立人は申立期間の保険料を申立人の未加入期間（昭和52年1月か
ら60年2月）に充当することを望んでいるが、時効により充当することはで
きず還付されるべきものとする。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金
保険料を還付されていないものとする。

旭川厚生年金 事案98

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和33年10月1日に訂正し、33年10月から36年1月までの標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年10月1日から36年2月1日まで

A社には当初妻が勤務していたが、昭和33年10月からは、妻に替わって常勤で勤務していた。

給与は当初から月給制で、給与明細書では厚生年金保険料が引かれていた記載があったと記憶している。今では給与明細書などは残っていないが、当時の同僚や勤務状況は覚えているので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶していた同僚14人全員に申立期間における厚生年金保険の加入記録が存在し、また、連絡の取れた同僚（9人）のうち7人が申立人のことを記憶しているところ、このうち1人については、申立人の資格取得日（昭和36年2月1日）以前に退職（昭和34年6月26日資格喪失）していることから、申立人がA社に昭和34年6月26日より前から勤務していたことが推認される。

また、申立人は、別の事業所に昭和33年9月下旬まで勤務しており（昭和33年9月20日資格喪失）、当時、A社に勤務していた妻と相談の上、同社の社長の了解を得て翌月の当初から同社に勤務したと述べているところ、昭和33年12月に退職した同僚が、申立人が妻と入れ替わりで社員として入社した

ことを記憶しており、昭和33年9月に入社した同僚（昭和33年9月10日資格取得）からは、「（申立人が）自分より少し遅れて採用されたことはよく覚えている。」との証言を得たことから、申立人が昭和33年10月1日から同社に勤務していたものと推認できる。

さらに、申立人及び同僚が記憶していた当時の従業員数（16～20人）が、申立期間の厚生年金保険被保険者数（15～18人）とほぼ一致しており、連絡の取れた同僚のうち5人からは、入社後すぐに厚生年金保険に加入していること、及び当時、A社では、従業員全員を、採用後すぐに厚生年金保険に加入させる取扱いとしていた旨の証言が得られた。

加えて、従業員がすべて加入していた状況を踏まえると、申立人だけが入社後2年以上も厚生年金保険に未加入とされた理由は見当たらず、給与から保険料が控除されていなかったとは考え難く、同僚の1人と申立人の妻は、退職後も同社で厚生年金保険の加入記録があることが確認できたことから、当時、事務手続が適正に行われていなかったものと推認される。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と入社時期及び年齢が近く、かつ、同様の業務を行っていた同僚の社会保険事務所の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所は昭和61年6月29日に全喪し、事業主は既に死亡していることから確認できないものの、申立期間の被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない。また、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届も提出されているにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主が、36年2月1日を厚生年金保険の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る33年10月から36年1月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

旭川厚生年金 事案99

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和31年7月1日から33年4月1日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を31年7月1日に、資格喪失日に係る記録を33年4月1日に訂正し、31年7月から33年3月までの標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立人の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年4月2日から33年4月1日まで

A社B支店には、昭和31年4月1日にC駅長として赴任した父親の紹介で面接を受け、その翌日に採用され、庶務課に配属された。

昭和33年4月に父親がD駅長として転勤するのに併せ、同年3月末に退職しE市に引っ越すまで継続して勤務していたので、申立期間について被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立内容及び申立期間にA社B支店において加入記録のある従業員で連絡の取れた当時の同僚5人の証言並びにF社からの申立人の父親の勤務状況に係る回答から、申立人はA社B支店に、昭和31年4月2日から33年3月31日まで勤務していたことが推認できる。

また、当時の同僚5人全員が、申立人は正社員であったことを証言しており、このうち、労働組合の役員をしていた者からは、「正社員は労働組合に加入しており、申立人も労働組合に加入していた。組合員（正社員）は全員が厚生年金保険に加入していた。」旨の証言が得られた。

さらに、複数の同僚の証言から、当時、A社B支店には支店の正社員が約50人程度おり、ほかに運転手、荷役作業員等が多数勤務していたと考えられ

るところ、社会保険事務所の保管する被保険者名簿によれば、当時の厚生年金保険加入者数は96人であり、正社員をすべて厚生年金保険に加入させていた上、一部の運転手等の勤務者についても厚生年金保険に加入させていたことがうかがえる。

一方、申立人と同じ仕事に従事していた複数の同僚からは、採用されてから3か月程度の試用期間が設けられていたとの証言が得られたことから、申立人についても、昭和31年4月2日に採用された後、3か月の試用期間を経た後、同年7月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年7月から33年3月までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと推認される。

申立期間に係る標準報酬月額については、採用時期及び年齢の近い女性従業員に係る社会保険事務所の記録から6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立期間の被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考え難い。また、仮に事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者報酬月額算定基礎届及び資格喪失届が提出されているにもかかわらず社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和31年7月から33年3月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から48年3月まで

申立期間の国民年金保険料は、当時同居していた母親が納付しており、その後、妻が私の年金手帳を母親から受け取った時には、妻は年金手帳に保険料の領収印が押されていたことを記憶している。

また、妻が昭和48年にA市役所で自分の国民年金の加入手続を行った際に、市の職員にそれまで持っていた私の古い年金手帳を回収され、新しい手帳を交付されたが、回収された手帳はその後も返してもらえなかった。

申立期間の国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から、昭和48年6月30日に夫婦連番で払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与していない上、申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行っていたとする申立人の母親は、既に亡くなっていることから、当時の国民年金保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立期間は144か月と長期間である上、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年7月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年7月から53年3月まで

A大学に非常勤職員として勤務していた昭和51年秋ごろ、その庶務係長に「厚生年金に加入になるまで、国民年金に加入しておいた方が良い。」と言われたので、B市役所で国民年金の加入手続を行い、四半期毎に夫婦二人分の国民年金保険料を同市役所で納付していた。

申立期間について国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和44年4月に払い出されており、申立期間前の51年6月までは厚生年金保険の被保険者となっているところ、申立人は、51年の秋ごろにB市役所で国民年金の加入手続（資格取得手続）を行ったと主張しており、51年7月に夫婦でB市に転入していることが確認できるが、社会保険庁の特殊台帳（マイクロフィルム）及び国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立期間前の51年3月時点において、社会保険事務所が申立人の所在を把握できないことを示す「S51.3 不在」の記録、及びその後53年11月に申立人の所在を把握したことを示す「S53.11 住確」の記録が確認できることから、申立人は申立期間中には国民年金の資格取得手続を行っておらず、社会保険事務所では53年11月まで申立人の住所を把握できなかったものと推認される。

また、申立人は、四半期毎に夫婦二人分の国民年金保険料をB市役所で納付していたと主張しているが、申立人夫婦の国民年金保険料の納付状況を見ると、納付時期及び未納期間が一致していないことから、申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない上、申立期間当時に申立

人に国民年金の加入を勧めたとするA大学の庶務係長は既に亡くなっていることから、申立内容を裏付ける証言を得ることができず、国民年金の加入状況及び国民年金保険料の納付状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から49年3月まで
私は、昭和41年から46年3月まで、A市に住んでおり、この期間と46年4月にB市に戻ってからの私の国民年金保険料は、父親が納付していたはずである。また、47年に結婚した後は、金銭的な管理は元妻が行っており、私の国民年金保険料も納付していたはずなので、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期は、国民年金手帳記号番号払出簿から、昭和49年11月10日に元妻と夫婦連番で払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立人の国民年金保険料を昭和47年の結婚前までは、申立人の父親が納付していたと主張しているが、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付に関与していない上、申立人の国民年金保険料を納付してくれていたとする申立人の父親は既に亡くなっていることから、当時の国民年金保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人は、昭和47年の結婚後は、金銭的な管理は申立人の元妻が行っていたと主張しており、元妻も申立人の国民年金保険料を納付していたと証言しているが、元妻の納付状況を見ると、49年4月以前の国民年金保険料はすべて未納となっていることから、申立人の元妻は49年4月から夫婦二人分の保険料を納付したと考えるのが自然である。

加えて、申立人の父親及び元妻が申立期間の国民年金保険料を納付していた

ことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人の父親及び元妻が、申立人の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

旭川厚生年金 事案100

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年6月から35年2月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間を照会したところ、A社で勤務していた期間の加入記録が無い旨の回答があった。

A社と次に勤めた会社で厚生年金保険被保険者証をそれぞれ交付され、その2枚を持って地元に戻った記憶が強くある。

申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の「り災証明」（B市消防長の証明）から、A社（B市本社）が昭和34年5月30日に火災に遭ったことが確認でき、また、当時、C社に勤務していた者から、「昭和34年5月30日にA社が火災により工場を全焼し、同年、C社が、A社に対してD工場を譲渡し、以降A社として開業していた。Eさん（申立人の旧姓）は当時現地で採用された10数人の従業員の中におり、会社が閉鎖するまで勤務していた。」との証言を得たことから、申立人が申立期間においてA社のD工場に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は昭和35年8月1日に全喪しており、厚生年金保険被保険者名簿をみると、同社が火災に遭ってから全喪するまでの間に25人が資格喪失している（昭和34年6月に4人、35年2月に19人、同年8月に2人）ことが確認できることから、同社では、申立期間中に人員整理を凶っていたものと考えられるところ、同社の従業員のうち、申立期間においてD工場に厚生年金保険の資格を取得している者はおらず、34年9月に入社した同僚（D工場に勤務）からは、「（自分は、）営業職で入社したが、健康保険・厚

生年金保険の保険料を給与から控除されていた記憶は無く、加入はしていなかったと思う。A社がF社と合併（昭和35年2月）した後の新会社「G社」に移籍した者は（自分と他の従業員1人の）2人だけであり（申立人は移籍しておらず）、この時は社会保険の加入について説明をされたのを覚えている。」との証言を得ている。

さらに、当時の役員等も死亡又は高齢のため、申立てに係る証言等を得ることはできず、このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる周辺事情等は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

旭川厚生年金 事案101

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月20日から同年5月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間の照会をしたところ、A社を退職する前の期間について加入記録が無い旨の回答があった。

入社してから退職するまで勤務内容や雇用形態の変更は無く、給与から保険料を控除されていた記憶もあるので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

商業登記簿謄本では、申立人は昭和43年4月10日まで取締役として記録されており、当該記録及び同僚の証言から、申立人が、資格喪失日（昭和43年3月20日）以降、同年5月1日までA社に継続して勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人を含め5人の従業員が昭和43年3月20日において一斉に資格を喪失していることから、事業主が、当該5人の従業員に係る資格喪失届を同年3月20日付けで提出したものと考えられるところ、連絡の取れた当該同僚（2人）のうち1人は、「申立人と同時期（昭和43年5月ころ）に退職した記憶がある。」と証言しており、もう1人は、同年5月1日に再び資格を取得していることが確認できるが、「厚生年金保険の加入記録が途中で途切れている間も働いていた。」と証言していることから、申立人と同様に在職期間と厚生年金保険の加入記録が一致しない者が存在していることが認められる。

また、当該同僚（2人）はいずれも、厚生年金保険の資格喪失後に勤務していた期間について、給与から厚生年金保険料が控除されていたことを記憶

していない上、A社は昭和43年12月30日に全喪し当時の事業主は既に死亡していることから、申立てを裏付ける証言を得ることができず、このほか、申立人が申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。